



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリスにおける産業委員会法（The Trade Boards Act 1909）の成立
Author(s)	金, 仁子
Citation	Discussion Paper, Series B, 150, 1-13
Issue Date	2017-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67360
Type	departmental bulletin paper
File Information	DPB150.pdf



Discussion Paper, Series B, No.2017-150

イギリスにおける産業委員会法（The Trade Boards Act
1909）の成立

金 仁子

2017 年 10 月

北海道大学大学院経済学研究院

060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目

イギリスにおける産業委員会法 (The Trade Boards Act 1909) の成立

北海道大学大学院・経済学研究科博士後期課程

金 仁子

1. はじめに

最低賃金制については、1894年にニュージーランドで史上初めて成立してから今日に至るまでの120年の歴史の中で、最低賃金の社会経済に及ぼす影響や最低賃金の水準、さらには最低賃金制そのものの存廃をもめぐる論争が繰り返されてきた。そして、1990年代以降、アメリカをはじめとする世界各地からの実証研究が蓄積されるにつれ、最低賃金の引き上げが必ずしも雇用に悪影響を及ぼすわけではなく、むしろ低賃金労働者の労働条件を改善することで、その労働者の家族の生活水準の向上、ひいては内需拡大にもつながる可能性があるとして評価されるようになってきている¹。実際、近年の世界経済危機の中で主要先進諸国では、最低賃金を最も弱い立場にある労働者のための社会的保護装置としてだけでなく、国家財政および景気浮揚策として位置付けるなど、既に、最低賃金制は重要な賃金政策のひとつとして認識されている。

日本でも2007年に、40年ぶりの最低賃金法の改定が行われ、その役割を低賃金労働者のセーフティーネットとして位置付けて、地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費および賃金並びに通常の事業の賃金支払いを考慮して定められなければならないもの」とされた。また、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性も考慮するよう決定基準が明確にされた。これに基づいて、地域別の最低賃金と生活保護水準との乖離を解消することが求められるようになり²、このために、地方最低賃金審議会の決定に大きな影響を及ぼす、中央最低賃金審議会の毎年提示する目安額が、毎年の審議の中心となってきている。つまり、日本においても最低賃金制は重要な賃金政策のひとつとして認められるようになり、それをめぐる議論の中心は最低賃金の水準に置かれるようになった。ごく最近まで最低賃金制の廃止を求める一部の声もあったが、社会的にはほとんど受け入れられず³、今は、最低賃金制をめぐる論議の中に、最低賃金制の存廃に関わる

¹ Daniel Aaronson (シカゴ連邦準備銀行の副総裁) と Eric French (シカゴ連邦準備銀行のシニアエコノミスト) は、1ドルの最低賃金の引き上げが四半期ごとに700ドルの消費の増加につながると述べている。ただ、その効果は2年を超えて続くことはない。

(<http://www.voxeu.org/article/spending-income-and-debt-responses-minimum-wage-hikes>, 参照 2013. 9. 1)

² 2007年の最低賃金法の改定から6年経った2013年9月に厚生労働省は、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回るいわゆる逆転現象が起きている11都道府県のうち、北海道を除く10都府県で乖離が解消した。(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000022442.html>, 参照 2013. 10. 20)

³ 例えば、2012年11月29日に、日本維新の会は政権公約の中で「最低賃金制の廃止」を打ち出したが、大きな反対論にぶつかり、12月4日には「市場メカニズムを重視した最低賃金制度への改革」と改めた。

問いは無くなりつつあると言えよう。

だが、今までの最低賃金制が効果的な労働政策であったのかという問に関わると、答えはそれほど簡単ではない。それは、特に実証分析においては、分析するデーターの収集の困難さや、最低賃金の効果を評価する基準の設定の困難さから起因するところもあるが、より根本的な理由は、おそらく最低賃金制が重要な労働政策として認識・活用されず、その水準も効果が現れにくい低いレベルに抑えられてきたからであろう。その背景には、まず、賃金は労働者と使用者との自由な契約によって決定されるべきであって、国家は介入すべきではないとする賃金に対する根強い自由競争の信念があった。次に、その信念に基づいたものであるが、最低賃金の引き上げが雇用の削減につながり、結果的に経済に負の影響をもたらすという考えがあった。さらに、最低賃金が主に女性労働者を対象とすること、家計収入の補助的な手段としての女性労働力に対する認識・評価も見逃してはならない。

本稿の目的は、1880年代から1909年のイギリスにおける、産業委員会法の成立に至るまでの過程と法の具体的な内容を探ることによって、賃金に対する国家の規制がいかなる形で正当化され成立に至ったのかを検討し、イギリスの最低賃金制の成立の特徴を明らかにすることにある。世界で最も早く資本主義の発展をとげたイギリスにおける最低賃金制の成立は、ニュージーランドやオーストラリアに比べ10年以上立ちおくれたが、それでも、ヨーロッパ諸国の中では先頭を切り、他の資本主義諸国に大きな影響を与え、近年、最低賃金制を廃止した後、新しく全国最低賃金制を導入するなど大胆な政策実験を行ってきたことも、イギリスを研究対象として最も相応しい国にしていると思われる。

以下においては、まず、1880年代から1909年の産業委員会法の成立に至るまでの過程における、労働者の貧困の社会問題化や貧困に対する認識の変化、政府への圧力、政府の対応を検討する。次に、産業委員会法の具体的な内容とその特徴を分析し、最後に、イギリスの産業委員会法の成立における特徴を考察した後、残された産業委員会法の課題を示して結びとしたい。

2. 産業委員会法の成立過程

2-1. 19世紀末の苦汗労働の社会問題化

自由市場主義の原則が根強かった産業資本主義の時代においては、賃金は労使の自由な交渉によって決定すべきものであって、国家による賃金の底上げは、使用者にとっては経営の自由に対する侵害であり、労働組合にとっては自由な団体交渉に対する干渉であるとみなされた。

しかし、1873年から1896年にかけての大不況による非熟練労働者の貧困と、1886年から1887年のロンドンにおける失業者の暴動、1888年のマッチ女工の争議、1889年のドック労働者のストライキならびに社会主義運動の高まりによって、低所得労働者層における

貧困が社会問題として表面化した。

世界市場における独占的地位を失いつつあったイギリス経済はそのころ、構造的転換期を迎え、資本の集積・集中が進み、独占が形成されたが、それと同時に小工場や家内労働などの小零細企業は存続が困難となり、今まで以上に賃金を低めるなど労働条件を切り下げる必要にせまられていた。ここで注意すべきは、苦汗労働は小零細企業だけでなく、規模の大きい工場でも存在したことである。言い換えれば、苦汗労働は、資本主義の経済発展の波に乗り遅れた産業に限られる問題ではなく、現代的な工場生産を基盤とする産業でも存在する問題でもあったのである。

熟練労働者は組織されており、不十分ではあるが賃金を維持改善する余地をもっていたが、非熟練労働者の場合には組織もなく、相対的過剰人口の圧迫をまともにうけ、賃金は低下する他なかった⁴。このような背景から、未組織の非熟練労働者の「苦汗労働」が重要な社会問題として浮かび上がった。

当時のイギリス労働者の生活水準を示した Booth のロンドン調査(*The Life and Labour of the People of London*)では、全体の 8.4%が極貧(*very poor*)で、22.3%が貧困(*poor*)、合わせて 30.7%が貧困以下とされた⁵。この調査は、社会に非常に大きなインパクトを与えた。その後の Rowntree のヨーク調査(*Poverty : A Study of Town Life*)では、27.84%が貧困(*poverty*)の中で生活しており、賃金労働者階級に限ると 43.4%とより高い率となる⁶。これらの調査による貧困の原因は、失業、世帯主の死亡、低賃金、不安定雇用などであって、多くは非熟練労働者・日雇労働者あるいは苦汗労働者、女性労働者などであった。なかでもとくに注目されるのは、低賃金、長時間労働、非衛生的労働環境の三つをその特質とする、苦汗産業(*sweated trades*)の劣悪な労働条件下で働く者がその多くを占めていたことである。苦汗産業には、ドレス・シャツ・背広などの衣服仕立、レース製造、製靴、紙箱製

⁴ クチンスキーによると、1869～1879 年に対する 1895～1903 年の賃金は、熟練労働者は 25%、非熟練労働者は 12%上回っており、両者の賃金格差は一層拡大したという。

⁵ Booth は 1886 年からロンドン住民の家計調査を行い、A～H の 8 クラスに格付け、A と B を極貧(*the very poor*)、C と D を貧困(*the poor*)と分類した。五人の標準家族がぎりぎり生活するのに十分な家計所得(週当たり 18～21s)を貧困(*poor*)とし、それを下回ると極貧(*very poor*)とみなした。Booth は、貧困は生活必需品を得るための戦いの下での生活であり、極貧は慢性的な状態での生活であると述べた。Charles Booth, *Life and Labour in London*, S.1, Vol.1, pp.1-33, Vol.2, pp.18-24。

⁶ Rowntree は、1899 年にヨークの 1,500 世帯(人口 75,812)の調査を行なった。彼は、世帯を A～G の 7 クラスに分けるのなど Booth と類似した分類方法を取りながら、それに加え、彼によってはじめて用いられた「貧困線」の概念に基づいて分類した。彼は「その収入が単なる肉体的能力維持の最低限の必要を確保するのに不十分な世帯」を第一次貧困(*primary poverty*)とし、「その収入が他の消費にあてられない限り単なる肉体能力維持には一応十分な世帯」を第二次貧困(*secondary poverty*)と位置付けた。ここでとられた貧困線は、五人の標準家族の場合、生活費の 60%が食費で、衣食住以外は 5%も満たない生存ミニマムであった。Booth と Rowntree の調査結果は全く同じ扱いをすることはできないが、ロンドンとヨークの貧困率の比較においては有意味である。この点は Booth も Rowntree に送った手紙の中で認めている。B. Seebohm Rowntree, *Poverty: A study of town life*, Vol.6, pp.27-31, pp.110-118, pp.298-300。

造、鎖・釘製造等々がある。1900 年頃に女性労働者は全労働者の 3 分の 1 を占めていたが、その大部分が典型的な苦汗産業である家内工業に従事していた⁷。これらの調査は、従来の貧困に対する社会的通念を裏返すものであった。つまり、貧困を個人の道徳的欠陥に基づくものではなく、資本主義経済のつくりだす構造的な要因によるものであることを明確にしたのである。

当時、これらの非熟練労働者・女性労働者の低賃金を引き上げるために期待されたのは、労働組合運動の発展であった。しかし、1900 年頃の女性労働者の組織率は 1 割にも満たない非常に低いレベルで、しかも、その大部分が繊維産業であった。当時の男性労働組合は熟練工で組織された排他的な組織で、非熟練女性労働者の組織化には冷淡であって、自らの存在理由が乏しくなることを恐れて、最低賃金制の導入には反対していた。他方、女性労働者の極端に低い賃金は、女性労働者の組織化を困難にさせた。女性労働組合連盟 (WTUL) の書記長であった Mary Macarthur は、長年の女性の組織化の経験から、女性の低賃金は低い組織率の原因と結果をなすと述べた。つまり、女性労働者の低い賃金が組織化を困難にし、また組織率の低さが女性に低賃金をもたらしめているということである⁸。

労働者階級の 3 割以上の持続的な貧困の存在と未組織・非熟練労働者、とりわけ既婚女性労働者の劣悪な労働条件が確認されてから、これら苦汗労働問題の解決を求める世論が沸騰し、政府も解決の糸口を探さなければならなかった。

2-2. 政府の対応―①

このような社会的状況を背景に、苦汗労働の実態を調べるための苦汗労働上院特別委員会 (Select Committee of the House of Lords on the Sweating System) ⁹が 1888 年に組織され、五万ページにのぼる膨大な証言集と五つの報告書が提出された。同委員会はその報告書において、苦汗労働を、(1) なされた労働に対して不当に低い賃金、(2) 過渡の長時間労働、(3) 非衛生的な作業場状態、という三つの害悪と特徴づけ、その実態を明らかにした。しかし、この委員会の示唆したのは、衛生状態においては工場法 (Factory and Workshop Act 1878) と公衆衛生法 (Public Health Act 1875) の改定による適用対象の拡大だけであり、低賃金と長時間労働に関しては協同組合の (co-operative societies) の拡張や労働者の間における団結の成長によって改善されるということにとどまっていた。結局、同委員会の報告書は、「公正賃金決議¹⁰」を勧告したにとどまり、レッセフェールの原則を修正することはなかった。

⁷ 神吉知郁子(2011), p93。

⁸ 法律による最低賃金の制定後、女性労働者の組織化をもたらしたのは、女性たちの意識の高まりもさることながら、女性にとってははじめて賃金引上げによって組合費を払えるようになったことは事実である。今井けい(1992), p246, pp253-254。

⁹ 苦汗労働上院特別委員会は、保守党の Dunraven 卿を委員長として、保守党、自由党同数の委員から構成され、約 16 カ月にわたって苦汗労働の証人調査を行った。

¹⁰ 「公正賃金決議」は、1891 年に政府との間で契約を結ぶ企業に対して、その事業に従事する労働者に一般賃金率以下の支払いを禁ずるものとして設定された。

2-3. 最低賃金制のためのキャンペーン

1898年に、苦汗産業に賃金委員会を設立する法案を初めて提出したのは Charles Dilke 卿であった。Dilke の法案は、ヴィクトリア州の賃金委員会法を基にした、すべての産業に適用される賃金委員会の成立を求めるもので、1906年まで毎年議会に提出された。それは、女性労働組合連盟 (WTUL) との連帯によるものでもあった。WTUL の最低賃金の法制化へのサポートは、女性労働者は母としての任務と義務を果たし、男性労働者は家族賃金を受け取る—それによって母の働く必要性がなくなる—というミドルクラスの女性の観点に立っていた。そして、深刻な貧困が国家の安定そのものを脅かすことになると考えていた。WTUL は長年にかけて立法を要求してきたが、政府への影響は少なかった¹¹。

大衆の関心を苦汗産業に対する法律の必要性に向けさせたのは、1906年5月から6週間、ロンドン中心部のリージェントストリートで開かれた「苦汗産業展覧会」であった。Mary MacArthur と全国女性労働者連合 (NFWW) は多様な産業の家内労働者らを説得し参加させ、家内での作業の姿をも生々しく展示した。6週の間、およそ 30,000 からなるロンドンの中・上流階級が集まり、展覧会のハンドブックは 20,000 部も売られた。

展覧会が終わってから、展覧会の組織委員会は苦汗労働に対処するための議会立法を求める全国反苦汗労働連盟 (National Anti-Sweating League : ASL) を設立した。この組織は、最低賃金制を成立させる大きな推進力となっていく¹²。Mallon を書記長とし、Dilke 卿や Webb 夫妻、Macarthur、ロンドン市長など、苦汗労働の権威といわれる国会議員や社会活動家などの活躍で、苦汗労働に対する政府による法的規制の必要性について、世論の転換を導いた。だが、全国反苦汗労働連盟 (ASL) は、最低賃金を、労働者の最低生活のために必要な賃金というより、産業の支払い可能な賃金として受け入れた¹³。また、家内労働の廃止は、既婚女性労働の必要性を減らすことにもならないし、苦汗産業の低賃金問題を解決することも出来ないので、支持されなかった。全国反苦汗労働連盟 (ASL) は、労・使ともに組織が存在せず、無秩序の下に置かれている産業への国家の介入によって、男性の賃金の引き上げが、より健康で効率的な労働力を発生させ、生産の安定化と既婚女性の働く必要の削減につながることを願っていた¹⁴。

労働組合 (Trade unions) は、1906年までに苦汗産業への国家の介入を求めるキャンペーンに冷淡であった。1884年の選挙権改革によって既に男性労働者に選挙権が付与されており、全国反苦汗労働連盟 (ASL) は、政府に対する大衆の圧力を構築するためには労働組合の支持は欠かせないと判断した。産業委員会法の成立が唯一の目標であった ASL は、

¹¹ Jenny Morris(1986),p.196.

¹² 神吉(2011), pp.98-99.

¹³ 展覧会の組織委員の一人であった Clementina Black は、生活賃金キャンペーンを呼び掛けたが、全国反苦汗労働連盟 (ASL) は受け入れなかった。

¹⁴ Morris(1986),p.199.

1907 年 10 月に三日間のカンファレンスを企画した。多くの労働運動部門¹⁵を代表し、341 人が参加して、賃金委員会法案を支持する活動を採択した。組織されていない産業での最低生活費を下回る低賃金の支払いは、既存の社会秩序を脅かすことであって、法律的な介入が必要となる。ASL は、賃金委員会を設立すべき 34 産業を念頭に置いていたが、これらの産業では女性労働者が多くを占めていた。ASL は、1907 年には労働党下院委員、1908 年には自由党下院委員、1909 年には保守党下院委員による産業委員会法案の提出を組織した¹⁶。

2-4. 政府の対応—②

このような圧力を受けて、1906 年に政権を握った自由党は、1907 年と 1908 年に家内労働下院特別委員会 (Select Committee of the House of Commons on Home Work) を設けた¹⁷。この委員会が提出した報告書は、家内労働者の受け取る支払率、週当たりの収入、生活及び労働している状態、家内労働者の地位を改善し、現存する諸害悪を除去し、是正するための諸提案を含んでいた。

家内労働下院特別委員会の調査の対象が、苦汗労働ではなく、家内労働とされたのは、まず、1880 年代から続く苦汗労働の調査の結果、苦汗労働の実態の究明や対策の樹立に關しての知識が、既に蓄積されていたからである。つまり、未組織の非熟練女性労働者が多数を占めている家内労働が苦汗労働の代表的な形態であって、そこに、当時の公衆衛生法、工場法および作業場法などの労働条件に対する規制が及ばなかったことが明らかになったからである。家内労働が注目されたもう一つの見逃せない理由は、19 世紀末頃の苦汗労働に対する社会的な認識の変化である。Morris は、19 世紀末の国会と民間による苦汗労働の研究によって、非常に低い賃金で働いている労働者の貧困に対する新しい視点が開けたと述べている¹⁸。家内労働下院特別委員会の報告書は、苦汗労働を、「貧民を搾取する」ことではなく、「労働者の多くの者がその仕事に対して、一人の大人が正当な食物と衣服と住居とを手に入れるためにすら不十分な収入をもたらすような賃金しか支払われていないということ¹⁹」と定義した。すなわち、苦汗労働を、一部の悪質な雇用主による労働者の酷使および仲介請負人の中間利潤搾取などから生ずるものとする従来のような考えではなく、劣悪な労働条件の存在、特に極端に低い賃金が払われていることを事実として捉え、苦汗労働

¹⁵ 例えば、労働組合 (Trade unions)、協同組合運動 (Co-operative movement)、労働組合協議会 (Trades Councils)、労働組合会議 (Trades Union Congress)、独立労働党 (Independent Labour Party)、社会民主主義連盟 (Social Democratic Federation) などから参加した。

¹⁶ Morris(1986),p.201.

¹⁷ 一般に、家内労働下院特別委員会という場合には、1908 年 2 月に任命され、7 月に報告書を提出した、Whittaker 卿を委員長とする委員会を指すが、この委員会の活動期間と範囲については、1907 年に同名で同様の種類の調査のなされていたことを含め二ヶ年間とされている。大塚(1964b),pp.30-31。

¹⁸ Morris(1986),p.6.

¹⁹ Report of the Select Committee of the house of commons on Home Work, HC(1908) 246 [2].

働が広範囲に蔓延しており、その害悪が非常に大きく、至急に議会の介入を要求するほどであることを示したのである。

家内労働下院特別委員会は、賃金の最低水準を立法によって設定することは、工場法や公衆衛生法によって衛生、清潔、換気、空間、労働時間などの水準を決定することとまったく同じく合法的であって、その人間的な状態の最低水準が支払えない産業ならば、なくなっただ方が良いという見解を示した²⁰。また、賃金の上昇が生産コストと価格の上昇をもたらす、国際競争力を阻むのではないかという懸念の声に対しては、賃金の上昇が必ずしもコストの上昇をもたらすわけではなく、むしろ、賃金を引き上げることによって生産性が向上し、それが生産の効率の増大につながり、その結果、生産コストの上昇をもたらすことなく、賃金を引き上げることが可能であって、「国際競争には低賃金ではなく、効率の増大によって対処されるべきである²¹」という立場を明確にした。

同委員会は 1908 年の勧告案において、早急に最低賃金制の立法化を提案したが、最初は試験的かつ実験的とし、適用業種を最も劣悪な苦汗産業の家内労働者に限定すべきとした。1909 年に、同委員会の勧告案を下敷きにした産業委員会法案が商務長官 Churchill によって国会に提出され、ついに同年 10 月に産業委員会法の成立に至った。

3. 産業委員会法の内容とその特徴

3-1. 産業委員会法の内容

当初は産業委員会制度の導入についての責任を負う行政機関は、工場法を担当する内務省が当たり前とされ、実際 1908 年までは内務長官が苦汗労働対策を報告している。しかし、内務長官は、現存の弊害があまりにも顕著で、工場・衛生法では解決困難であり、産業委員会は工場法の延長というより商務院の管轄の争議仲裁の分野に属するという見解を示した。その結果、内務省から商務院へとその権限が移り、産業委員会の政府案を商務院が作成することとなった²²。産業委員会法が苦汗産業における劣悪な労働条件を改善することを第一義としながらも、組織されていない苦汗労働者が国家によって組織化され、最低賃金について雇用主との団体交渉を可能にすること²³、つまり、法的規制による団体交渉の促進を第二義としていることがうかがえる。

産業委員会法は、当初はその適用対象を紙箱製造業、レースとネットの製造および修理、鎖製造²⁴、既製や卸売オーダーメイド仕立て業の四つの苦汗産業に限定した。同法に基づく産業

²⁰ Ibid.,[38].

²¹ Ibid.,[51].

²² 松永友有(2011)は、商務院は従来労働者保護政策に積極的な組織とみなされてきたが、実際は輸出貿易の拡大を最も重要な任務とする組織性質をもっており、最低賃金制度には一貫して消極的であったと述べている (pp.106-107)。ちなみに、商務院の労働関係管轄部署の権限は 1917 年に労働省に引き継がれる。

²³ Ibid.,p.106.

²⁴ 鎖製造業は悪名の高い地域産業であったが、当初の産業委員会法の適用されるべき四つの苦

委員会 (Trade Board) がそれぞれの産業に設けられ、協議によって該当産業の賃金の最低率を定める。商務院は、他の産業と比較して例外的に低い賃金率である産業に対して²⁵追加的に同法の適用を決める権限をもち、また、状況の変化によって同法の適用が不必要であると判断した場合には、その適用を撤回する。

産業委員会は、労使双方を代表する、選挙または指名によって選出された 3~4 人の代表委員 (representative members) と、商務院によって任命された 3 人の中立委員 (appointed members) からなる三者構成である。産業委員会の議長および副議長は中立委員の中から商務院が任命する。中立委員は商務院による指示を受けて、産業委員会および地方職種員会に対して働きかける。また、労使が合意に至らない場合は、中立委員は労使のどちらかの側に投票することができる。

産業委員会は、時間当たり最低賃金 (minimum time rate) および出来高最低賃金 (general minimum piece rate) を定め、一般に適用することを原則としているが、委員会が、最低賃金が定められないことを商務院に報告した場合、商務院が産業委員会の義務を免除することができることとされていた。また、使用者の要請によって、特別の出来高賃金を決定することも可能であった。

いったん産業委員会によって最低賃金が決定されると、政府はその決定を拒否または修正することができないとされた。だが、産業委員会は定めようとする最低賃金額を事前に予告し、3 か月間、提示された反対意見を考慮に入れねばならず、商務院の命令がある場合には再考慮すべき義務を負っていた。ただし、同じ賃金額を定めても違法にはならない。このような手続きによって定められた最低賃金は、公示されてからさらに 6 か月を経て商務院の命令に基づいて実施され、産業への影響を極めて小さくするよう配慮されていた。

産業委員会法の履行を強制するため、商務院は必要に応じて監督官を任命することができる。この監督官は、使用者に対する賃金記録の作成要求や記録調査、工場外労働者に関する賃金などの情報提供、工場、作業場、仕事場への立ち入り検査、工場外労働者の名簿検査などの権限をもつ。また、監督官の権限行事に応じない使用者に対しては、簡単裁判により 5 ポンド以下の罰金刑が、虚偽の情報を提供した使用者には即決裁判によって、20 ポンド以下の罰金または 3 か月以下の懲役が科されることとされた。

3-2. 産業委員会法の特徴

このように、産業委員会法は商務院に産業委員会をコントロールできる非常に大きな権

汗産業には含まれていなかった。だが、J.J.Mallon や Mary Macarthur、チェインメーカー労働組合の成功的なロビー活動によって、ブラウス製造業に取って代わったのである。Bayliss(1962), pp.9-10。

²⁵ この条項は、1918 年の産業委員会法の改正において、「その産業全体を通じて有効に賃金を規制すべき十分な機構が存在しないことによって、その産業の全体または一部で適用されている賃金額を考慮した時に本法を当該産業に適用すべきであることが便宜と認められる場合」へと変更された。

限を与えた。その上、産業委員会が最低賃金の決定権を握り、国家の役割は産業委員会の決定に強制力を与えることに限定された。

ところが、同法には最低賃金の水準を決める基本原則が含まれていなかった。法の主旨から鑑みて、最低賃金の水準は「他の産業に比べ異常に低い賃金」ではない水準、つまり、最低生活水準のような絶対的基準ではなく、当該産業の状況やその他の類似産業における労使の自発的協約などの相対的な基準であった²⁶。

産業委員会法は、ある種国家による賃金の統制であって、特に、賃金は労使の自由な交渉によって決定されるべきとするレッセフェールの信念が根強いイギリスにおいては、過去との大胆な断絶と言われる²⁷。同法がほとんど疑問視されず受け入れられ議会通过したのは、まず、同法が委員会の三者構成、各産業における独立された委員会による最低賃金の決定、その過程における国家の役割の制限に基づいていたからであろう。その根底には、産業委員会法が単なる国家の介入ではなく、自律的な交渉を促進する手段ともなり得るという認識があった。つまり、労働組合の存在しない、または、存在しても交渉力や交渉の経験のほとんどない苦汗産業においては、労・使の両方の代表を肩代わりする委員と中立的な立場の委員からなる三者構成の独立した産業委員会が、労使の団体交渉と類似した手続きによって、該当産業の最低賃金を決定することが、団体交渉の自発的な発展につながりうると期待されたのである。産業委員会法が苦汗労働の問題の解決策でありながら、単なる国家の賃金統制ではなくなるためには、その適用対象を社会正義の観点から社会的に好ましくない異常に低い賃金が支払われているごく一部の苦汗産業に制限し、不健全な交渉の状況に置かれているこれら苦汗産業において、労使の団体交渉と類似した手続きによる最低賃金の決定が必要とされたのである。それゆえ、Churchill は 1909 年 3 月に議会に政府案を提出した際に、産業委員会法の推進における原則は、非常に劣悪な労働条件の普及で組織化が根付かず、その結果、同等な交渉力を持ち得ない産業において、組織化を促進することであると強調したのであった²⁸。

当時のこのような見地からみると、産業委員会法は伝統的な自由を完全に放棄するものではなかった。むしろ、労働者の生存に不十分な異常に低い賃金を支払うことは、重大な国家的な害悪であって²⁹、国のキャピタル・ストックである労働力を、一部の使用者がそれを生産するのにかかる共同体の費用に満たない価格で労働力を得ることになり³⁰、それは、一部の使用者が共同体からの援助をもらいながら寄生することと同じで、自由競争の原則を阻むことになり得ると考えられたのである。

自由党は 1906 年の総選挙において第一党となったが、1908 年の補欠選挙では、深刻な不況と大量失業の状況の下で、保護関税が雇用を守り、高賃金政策を可能ならしめるとい

²⁶ 松永(2011), p.109.

²⁷ Bayliss(1962), pp.9.

²⁸ HC Debs, vol.2. cc.1791-2. March 24, 1909.

²⁹ HC Debs, vol.4. c.388. April 28, 1909.

³⁰ Sindie Webb and Beatrice Webb(1920), pp.766-84.

う野党保守党の関税改革構想が大きな支持を得ていた。自由党は次の総選挙で与党の地位を守るためにも、「自由貿易が低賃金を必要とする」という保守党の非難に対して、産業委員会法の導入に前向きにならざるを得なかった³¹。ドイツやベルギーなどの競争相手国の苦汗産業によって作られた安い商品の輸入から、イギリスの国内の苦汗産業を保護するためにも半官的な産業委員会が必要とされたのである。

以上のことから鑑みて、1909年の産業委員会法は、国際競争力を失いつつあったイギリス経済において、伝統的な自由と国家の賃金統制とを結ぶ渡橋のような特徴をもっていた³²。つまり、国家による賃金の統制でありながらも、自由競争の原則とかけ離れたものではなかったのである。それを確保するために、全国最低賃金ではなく、ごく一部の苦汗産業に限って、最低賃金システムを導入することに留まったのである。

むすび

イギリスは、19世紀末に今まで経験したことのない長年にわたる大不況に陥った。貧困を個人の怠りによるものとした昔からの通念は、厳しい環境で長時間労働にさらされながらも、または、働きたくても仕事を得られず、貧困に落ちるなどのことから、貧困は資本主義の構造的産物であるという認識が広がり、社会問題化された。それを裏付けたのが Booth らなどによる実態調査であった。はじめて実態が具体的な数値として現れると、賃金に対する国家の介入を求める声がより高くなり、国家も労働者の貧困問題を解決せずにはいられなかった。しかし、上院特別委員会が大々的な実態調査を行い、劣悪な苦汗労働の現存を認めながらも具体的な措置として最低賃金制を導入しなかったのは、イギリスにおける伝統的な自由主義の根強さを示しているといえよう。その後の全国反苦汗労働連盟をはじめとする社会的な反発と、粘り強く最低賃金法案を国会に提出し続ける議員らの活動³³、1906年の自由党の政権獲得などが相まって、再び下院特別委員会が設けられ、ついに1909年の産業委員会法の成立に至る。

ところで、産業委員会法は賃金に対する国家の規制でありながらも、自由競争の原則を損なうものとして成立したわけではなかった。むしろ労使間の自律交渉を促進する手段として、そして、共同体レベルでも自由競争を確保する手段として認識されることで成立したのである。それに加え、対外政策の観点からは、世界市場での独占的地位を失いつつあったイギリスの国内産業を、競争相手国の苦汗労働による安い商品から保護することも期待されていた。自由競争の原則を損なわず、国家の賃金に対する統制を行うために、法の適用範囲と委員会や国家の権限は強く制限されなければならなかった。

産業委員会法は、苦汗労働を阻止するために設けられたが、その具体的な内容から鑑みると、低賃金の廃止というより、労・使の自律交渉機構の成立・促進に焦点がおかれてい

³¹ 松永(2011), p.105。

³² Bayliss(1962), p.9.

³³ 例えば、1898年にはじめて最低賃金法案を起草した Dilke 卿は、1900年から1906年にかけて毎年議会で法案を提出し続けた。

た。したがって、最低賃金の決定要因は、最低生活費ではなく、該当産業の支払い可能性が考慮された。また、産業委員会を設置する産業は、低賃金が支払われるすべての産業ではなく、労使の交渉機構が存在しないごく一部の産業に限定されていた。

本稿では、イギリスにおける産業委員会法の成立過程を、当時の社会・経済状況と人々の認識の変化、キャンペーン、法の具体的な内容をもって検討した。しかし、イギリスにおける最低賃金制は、リベラル・リフォームともよばれる当時の社会改革の中の一つであって、他の制度との関係をも視野に入れなければならない。また、本稿では詳しく触れてなかったが、産業委員会法の適用対象の大半を占めていた女性労働者の実態、女性労働者に対する社会認識、それが制度に与えた影響などを多方面から分析する必要があると思われる。それは、今日の女性労働市場と今後の最低賃金のあり方を考える上で何らかの示唆を与え得るものになると期待されるからである。

参考文献

- F. J. Bayliss.(1962) *British wages councils*, Oxford: Basil Blackwell.
- Charles Booth. (1902-1904). *Life and labour of the People in London*. S. 1: Poverty, Vol. 1: East central and south London. Rpt. NY: AMS Press, 1970.
- _____. *Life and labour of the People in London*. S. 1: Poverty, Vol. 2: Streets & population classified. Rpt. NY: AMS Press, 1970.
- _____. *Life and labour of the People in London*. Vol. final: Notes on social influences and conclusion. Rpt. NY: AMS Press, 1970.
- Jenny Morris. (1986). *Women Workers and the Sweated Trades: The Origins of Minimum wage Legislation*, Gower Pub Co.
- B. Seebohm Rowntree. (1922). *Poverty: A study of town life*. Vol. 6. Edited by Bryan S. Turner. Rpt. Routledge / Thoemmes press, 1997.
- Simon Deakin and Francis Green. (2009). One hundred years of British Minimum wage legislation, BJIR. Oxford: Wiley-Blackwell, Vol. 47. No. 2. pp.205-213.
- Sindey and Beatrice Webb. (1897). The national minimum, *Industrial democracy*, Vol. 2. pp.766-84. 1920: Palgrave Macmillan, 2003.
- Report of the Select Committee of the house of commons on Home Work, HC(1908) 246.
- Daniel Aaronson and Eric French. (2013). Spending income and debt responses to minimum-wage hikes, VOX. < <http://www.voxeu.org/article/spending-income-and-debt-responses-minimum-wage-hikes>> (accessed 2013-09-01).
- HC Debs (1909). Vol. 2. cc.1791-2. March 24.
- HC Debs (1909). Vol. 4. c.388. April 28.
- 今井けい.1992.『イギリス女性運動史—フェミニズムと女性労働運動の結合』日本経済評論社.
- 大塚正子.1964a.「20 世紀初頭のイギリスにおける最低賃金制度の成立過程(1)」『フェビアン研究』第 15 巻 9 号, 36-47 頁.
- _____.1964b.「同(2)」第 15 巻 10 号, 28-41 頁.
- _____.1964c.「同(3)」第 15 巻 12 号, 31-42 頁.
- _____.1965a.「同(4)」第 16 巻 3 号, 35-44 頁.
- _____.1965b.「同(5)」第 16 巻 4 号, 23-34 頁.
- _____.1965c.「同(完)」第 16 巻 5 号, 1-7 頁.
- 神吉知郁子.2011.『最低賃金と最低生活保障の法規制』信山社.

- 高島道枝.1989.「賃金委員会法 (Trade Board Act, 1909) の成立—イギリス最低賃金制史 (1)」第 30 卷 1・2 号併合, 141-169 頁.
- _____.1992.「同 (2)」第 33 卷 3 号, 15-37 頁.
- _____.2000.「同 (3)」第 41 卷 3・4 号併合, 89-107 頁.
- 藤本武.1961.『最低賃金制度の研究』日本評論新社.
- 松永友有.2011.「イギリス商務院と最低賃金制度の形成—1909 年産業委員会法をめぐって」『社会経済史学』第 77 卷 1 号、93-114 頁.
- 厚生労働省.「全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」報道発表資料, 2013 年 9 月 10 日 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000022442.html>> (参照 2013-10-20) .